

個人過少申告者調査通知後特急修正申告プラン

限度報酬金額/年	最終見積報酬金額/ 年	注意1	注意2
$(※修正申告増額所得税及び消費税) \times 重加算税35\% \times 3/4 \times 50\%$	経費集計手間報酬調整後	7年分必要	減額税額と税理士報酬比較による税理士依頼メリットは状況により判断

報酬根拠の解説

- ・ 税務調査の加算税より税理士報酬の方が高額になるのではないかとこの疑問に基づき、弊所が独自に設定した算式です。
- ・ したがって弊所に依頼することによる「金銭的メリット」を必ず保証するわけではございません。
- ・ ※修正申告増額所得税及び消費税 = 増加する売上に対して経費が0円と仮定して計算した金額（架空人件費等の場合はその増加所得金額）に基づいて計算した税額とする
- ・ ※修正申告増額所得税額 = 修正申告後所得税額 - 当初所得税額
- ・ ※修正申告増額消費税額 = 修正申告後消費税額 - 当初消費税額
- ・ 上記に対する重加算税35%を過少申告加算税5~10%という1/4程度にすることができたと仮定する。そうすると減額メリット分は3/4だからその50%を報酬限度額としている。
- ・ なお、経費計上手間報酬調整がある。
- ・ 延滞税の減額分メリットも見込める。
- ・ 税理士に依頼するメリットがあるかは状況による。